

滋賀県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例案要綱

1 廃止の理由

県の国民健康保険広域化等支援基金事業が平成29年度末に終了し、令和4年12月に市町からの貸付償還が完了したことに伴い、基金を解散するため、滋賀県国民健康保険広域化等支援基金条例(平成15年滋賀県条例第2号)を廃止しようとするものです。

2 概要

- (1) 滋賀県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止することとします。
- (2) この条例は、令和5年4月1日から施行することとします。

滋賀県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例案 概要

1 基金条例の廃止の経緯

- (1) 滋賀県国民健康保険広域化等支援基金は、市町国保財政の安定化等のために必要な貸付事業等を行うことを目的として平成15年3月に設置したものの。
- 造成資金（元金） 425,520千円（財源 国1/2 県1/2）
- (2) 平成30年度からの国民健康保険財政の都道府県化に伴い、県は、新たに滋賀県国民健康保険財政安定化基金を設置し、国保財政の安定化を図っている。
- (3) これに伴い、滋賀県国民健康保険広域化等支援基金事業については、平成29年度末で新規貸付を終了し、貸付金の償還が完了する年度に当該基金を解散することとされた。
- (4) 令和4年12月に市町からの貸付償還が完了したことに伴い、当該基金を解散するため、滋賀県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止しようとするものである。

2 基金事業の実績

平成18年度から28年度にかけて合計9市町に対し、国保事業の財源不足を一時的に補填するため、総額725,000千円の貸付を行った。

3 基金残高（令和4年度末見込み）

434,394,701円

（国：元金×1/2 212,760,000円

県：元金×1/2+利息 221,634,701円）

なお、基金解散に伴い、元金の1/2は国庫に返還し、残額については一般会計で収入する。

4 廃止条例の施行日 令和5年4月1日